

# 令和5年第1回定例会3月議会提出議案概要書

総務局総務管理室総務課  
総務局財務室

## 議 案 目 録

- 議案第 1 号 明石市こどもの養育費に関する条例制定のこと
- 〃 第 2 号 明石市事務分掌条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 3 号 明石市社会福祉審議会条例等の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 4 号 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 5 号 明石市建設関係手数料徴収条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 6 号 明石市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 7 号 明石市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 8 号 明石市犯罪被害者等の支援に関する条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 9 号 明石市教育環境保全のためのラブホテル、パチンコ店及びゲームセンターの建築等の規制に関する条例及び明石市旅館業法施行条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 10 号 明石市工場立地法地域準則条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 11 号 明石市海浜の利用並びに海浜利便施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定のこと
- 〃 第 12 号 令和 4 年度明石市一般会計補正予算（第 9 号）
- 〃 第 13 号 令和 4 年度明石市葬祭事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 〃 第 14 号 令和 4 年度明石市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 〃 第 15 号 令和 4 年度明石市公共用地取得事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 〃 第 16 号 令和 4 年度明石市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 〃 第 17 号 令和 4 年度明石市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 1 号）

- 〃 第 1 8 号 令和 4 年度明石市水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 〃 第 1 9 号 令和 4 年度明石市下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 〃 第 2 0 号 山陽本線西明石構内南畑踏切除却立体交差工事委託契約  
のこと
- 〃 第 2 1 号 財産区有土地処分のこと
- 〃 第 2 2 号 権利の放棄のこと
- 〃 第 2 3 号 包括外部監査契約のこと
- 〃 第 2 4 号 地方独立行政法人明石市立市民病院第 4 期中期計画認可  
のこと
- 〃 第 2 5 号 市道路線認定のこと
- 〃 第 2 6 号 令和 5 年度明石市一般会計予算
- 〃 第 2 7 号 令和 5 年度明石市葬祭事業特別会計予算
- 〃 第 2 8 号 令和 5 年度明石市国民健康保険事業特別会計予算
- 〃 第 2 9 号 令和 5 年度明石市財産区特別会計予算
- 〃 第 3 0 号 令和 5 年度明石市公共用地取得事業特別会計予算
- 〃 第 3 1 号 令和 5 年度明石市石ヶ谷墓園整備事業特別会計予算
- 〃 第 3 2 号 令和 5 年度明石市地方卸売市場事業特別会計予算
- 〃 第 3 3 号 令和 5 年度明石市介護保険事業特別会計予算
- 〃 第 3 4 号 令和 5 年度明石市土地区画整理事業清算金特別会計予算
- 〃 第 3 5 号 令和 5 年度明石市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 〃 第 3 6 号 令和 5 年度明石市病院事業債管理特別会計予算
- 〃 第 3 7 号 令和 5 年度明石市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会  
計予算
- 〃 第 3 8 号 令和 5 年度明石市水道事業会計予算
- 〃 第 3 9 号 令和 5 年度明石市下水道事業会計予算
- 報告第 1 号 議決事項一部変更専決処分につき報告のこと
- 〃 第 2 号 損害賠償額決定専決処分につき報告のこと
- 〃 第 3 号 損害賠償額決定専決処分につき報告のこと

## 1 要 旨

こどもの養育費確保支援に係る基本理念を定め、市、父母及び市民等の責務を明らかにし、並びにこどもの養育費確保支援に関する施策を推進するための基本となる事項を定めることにより、こどもの最善の利益を実現するため、新たに条例を制定しようとするもの。

## 2 内 容

### (1) こどもの養育費確保支援に係る基本理念

- ア こどもの最善の利益を優先して考慮すること。
- イ こどもの意見を尊重し、こどもの立場に立って行うこと。
- ウ 保護者及び市がこどもの最善の利益のために相互に継続的に連携すること。

### (2) 基本理念を踏まえた市の責務、こどもの最善の利益を実現するための父母の責務その他市民等の責務について規定

### (3) 市の行う施策

- ア こどもの養育費確保支援に関する広報及び啓発
- イ 養育費に関する問題についての総合的な相談支援体制の構築
- ウ 養育費を確保するために必要な経済的支援

### (4) 養育費を確保するために必要な方策についての検討

市長は、この条例の施行の状況及び社会情勢を勘案し、養育費の支払義務の不履行に対する罰則の制定の可否その他のこどもの養育費を確保するために必要な方策について検討を加え、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

## 3 施行期日

令和5年4月1日

1 要 旨

感染対策局を廃止し、同局が所管している保健所に係る事務等を福祉局に移管しようとするもの。

2 内 容

次の事務を福祉局に移管する。

- (1) 保健衛生及び医療連携に関すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症対策に関すること。

3 施行期日

令和5年4月1日

## 1 要 旨

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、関係条例について規定の整備を図ろうとするもの。

## 2 内 容

## (1) 改正する条例

- ア 明石市社会福祉審議会条例
- イ 明石市立保育所条例
- ウ 明石市立ゆりかご園条例
- エ 明石市立知的障害児通園療育施設条例
- オ 明石市立知的障害者福祉施設設置条例

## (2) 引用法令の条項移動に伴う規定の整備を図る。

## (3) 令和5年4月1日に設置されるこども家庭庁が厚生労働省の事務の一部を引き継ぐことに伴い、必要な文言の整備を図る。

(現行) 厚生労働大臣

(改正) 内閣総理大臣又は主務大臣

## 3 施行期日

令和5年4月1日

議案第 4 号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例制定のこと

1 要 旨

本市常勤職員の取扱いに準じ、市議会議員等の遺族補償年金前払一時金及び障害補償年金前払一時金について所要の整備を図ろうとするもの。

2 内 容

民法の法定利率（5%）が変動利率（現在3%）に改められたことから、遺族補償年金及び障害補償年金に係る前払一時金を受給した市議会議員その他非常勤職員等に対してその後に支給する補償年金額の算定に用いる率について、常勤職員の取扱い※に準じ、次のとおり所要の修正を行う。

（現行） 100分の5

（改正） 災害又は事故発生日における法定利率

※常勤職員については地方公務員災害補償法が適用される。

3 施行期日

公布の日

## 1 要 旨

建築基準法及び建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部改正により新たに創設された事務に係る手数料を新設するほか、所要の整備を図ろうとするもの。

## 2 内 容

## (1) 低炭素建築物新築等計画及び建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る審査方法の新設に伴う手数料の新設

省令の一部改正に伴い、住宅のエネルギー消費性能の審査方法が新設されたことから、当該審査方法を用いた計画認定に対する審査事務手数料を新設する。

審査方法	改 正	現 行
標準計算による審査	○	○
設備等の仕様にに基づき、標準計算よりも簡易に行うことができる審査	○（新設）	×

## (2) 建築物の規制緩和に係る認定等の新設に伴う手数料の新設

建築基準法の一部改正に伴い、エコ給湯器、太陽光パネル等の省エネ設備を建築物に設置する場合に、次のア及びイに掲げる特例を受けることができるようになるため、当該特例を受けるための認定等に係る手数料を新設する。

ア 省エネ設備の設置に必要な床面積を、建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積に不算入とすることができる特例

イ 第一種低層住居専用地域等の地域内において建築物の屋上に省エネ設備を設置する場合、建築物の高さの限度を超えることができる特例

## 3 施行期日

令和5年4月1日



1 要 旨

児童福祉法及び児童福祉施設等の設備、運営等に関する基準について定めた各種省令の一部改正に伴い、関係条例について所要の整備を図ろうとするもの。

2 内 容

(1) 改正する条例

明石市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例ほか  
6 条例

(2) 安全計画の策定について規定

児童福祉施設等に対して、設備の安全点検、職員、児童等に対する安全に関する指導、職員の研修及び訓練等について定めた安全計画の策定を義務付ける。

(3) 通園バスの基準について規定

ア 児童福祉施設等が通園バスを運行するときは、児童の乗降の際に確実に児童の所在を確認しなければならないこととする。

イ 通園バスには、児童の見落としを防止するためにブザー等の装置を備えなければならないこととする。

(4) 懲戒権に係る規定の削除

厚生労働省令において、児童福祉施設の長の児童に対する懲戒権に係る規定が削除されたため、当該懲戒権の濫用禁止について定めた規定を削る。

3 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日

## 1 要 旨

健康保険法施行令の改正に準じ、出産に係る経済的負担の軽減を図るため、出産育児一時金を増額しようとするもの。

## 2 内 容

出産育児一時金を増額する。

	出産育児一時金	加算額	合計額
現 行	<u>408,000 円</u>	12,000 円	<u>420,000 円</u>
改 正	<u>488,000 円</u>	12,000 円	<u>500,000 円</u>

## 3 施行期日

令和5年4月1日

## 1 要 旨

犯罪被害者等の視点に立った更なる支援を行うため、犯罪被害者等に支給する支援金の上限額等を引き上げるほか、所要の整備を図ろうとするもの。

## 2 内 容

(1) 犯罪被害者等の尊厳が保障され、犯罪被害者等がその尊厳にふさわしい日常生活及び社会生活を営む権利を有することを条例上明記する。

## ア 条例名の変更

(現行) 明石市犯罪被害者等の支援に関する条例

(改正) 明石市犯罪被害者等の権利及び支援に関する条例

イ 基本理念に、犯罪被害者等が有する権利に係る規定を追加する。

(2) 犯罪被害者等に対する支援を拡充する。

支援の種類	改 正	現 行
支援金	上限 60 万円	上限 40 万円
特例給付金	60 万円	20 万円
立替支援金	上限 1,000 万円※	上限 300 万円

※被害者が死亡したときに限り、上限を 1,000 万円とする。

(3) その他所要の整備

## 3 施行期日

令和 5 年 4 月 1 日

議案第 9 号

明石市教育環境保全のためのラブホテル、パチンコ店及びゲームセンターの建築等の規制に関する条例及び明石市旅館業法施行条例の一部を改正する条例制定のこと

1 要 旨

博物館法の一部改正に伴い、規定の整備を図ろうとするもの。

2 内 容

引用法令の条項移動等に伴う規定の整備を図る。

3 施行期日

令和5年4月1日

## 1 要 旨

SDGs の理念に基づき、経済、環境、社会の三側面に配慮した取組を更に推進するため、特定工場の周辺地域における生活環境等の向上に資する市独自の取組について定めようとするもの。

## 2 内 容

(1) 特定工場について、法定の緑地面積率を下回り、工場の新設や緑地の減少を伴う施設の増設等に係る届出が行われる場合、市、当該特定工場及び地域住民がパートナーシップの下、周辺地域の生活環境の向上に資する取組（以下「緑化等の取組」という。）を行うものとする。

### ア 市

指針を策定するとともに、学識経験者等で構成する専門会議を設置し、同会議の意見に基づき特定工場へ緑化等の取組に係る助言その他必要な支援を行う。

### イ 特定工場

指針に基づいた良質な緑地の形成、二酸化炭素排出量の削減、地域貢献活動等の取組を積極的に実施するよう努めるとともに、地域組織へ説明会を開催し、地域住民の理解を得るよう努めるものとする。

### ウ 地域住民

特定工場の緑化等の取組に対して協力するよう努めるものとする。

(2) 市長は、緑化等の取組について市民へ情報提供を行い、当該取組が地域における経済、環境及び社会の全体に著しく良好な影響を与えたと認めるときは、その功績を表彰するものとする。

## 3 施行期日

令和 5 年 6 月 1 日

議案第 1 1 号

明石市海浜の利用並びに海浜利便施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定のこと

1 要 旨

海浜利便施設（海浜の利用促進を図るため、海浜又は海浜の周辺部に市が設置する施設）に旧波門崎燈籠堂広場を加えようとするもの。

2 内 容

旧波門崎燈籠堂の復元工事及び周辺整備が完了したことに伴い、海浜利便施設に旧波門崎燈籠堂広場（所在地：明石市港町2番9地先）を加える。

3 施行期日

公布の日

今回の補正は、歳出で、小中学校・幼稚園のトイレ改修に係る学校園施設整備事業費をはじめ、子どもの送迎バスへの安全装置等の導入支援経費及び国民健康保険事業特別会計への繰出金を追加するほか、執行見込み等による各種経費の補正を行うとともに、歳入では、地方交付税、市税等を追加し、市債、国庫支出金等を減額するもの。

また、併せて、繰越明許費の設定を行うもの。

〔 補正額 △717,958 千円 補正後 131,114,377 千円 〕

歳 入

市 税	650,000 千円	個人市民税	250,000 千円
		法人市民税	250,000 千円
		市たばこ税	150,000 千円
地方消費税交付金	200,000 千円	地方消費税交付金	
地方特例交付金	49,606 千円	地方特例交付金	
地方交付税	1,830,901 千円	普通交付税	
国庫支出金	△911,835 千円	民生費国庫補助金	△1,146,772 千円
		民生費国庫負担金等	234,937 千円
県支出金	△477,652 千円	民生費県補助金等	
寄附金	213,162 千円	民生費寄附金等	
繰入金	△767,568 千円	財政基金繰入金	△800,000 千円
		新型コロナウイルス感染症 あかし支え合い基金繰入金	120,000 千円
		減債基金繰入金等	△87,568 千円
市 債	△1,809,251 千円	臨時財政対策債	△771,751 千円
		民生債	△571,500 千円
		教育債等	△466,000 千円
その他収入	304,679 千円		

歳 出

扶 助 費	1,317,700 千円	訓練等給付事業費	400,000 千円
		私立認定こども園事業費	340,000 千円
		私立保育所事業費	260,000 千円
		介護給付(居宅系以外)事業費	150,000 千円
		こども医療費助成事業費等	167,700 千円
補 助 費 等	520,112 千円	国県補助金精算等償還金	1,100,000 千円
		水産一般振興事業費	49,364 千円
		障害者総合支援事業費	38,700 千円
		住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金給付事業費	△600,000 千円
		農業一般振興事業費等	△67,952 千円
積 立 金	363,162 千円	一般廃棄物処理施設 整備基金積立金等	
繰 出 金	340,365 千円	国民健康保険事業繰出金	373,096 千円
		後期高齢者医療事業繰出金等	△32,731 千円
人 件 費	126,489 千円	職員費(退職手当)等	
投資的経費	△2,330,825 千円	沿岸漁場整備・構造改善事業費	63,448 千円
		福祉施設整備・人材成事業費	△1,161,900 千円
		私立保育所・認定 こども園等整備事業費	△614,000 千円
		教育施設等LED化 整備推進事業費	△200,000 千円
		小学校施設整備事業費等	△418,373 千円
物 件 費	△836,480 千円	乳幼児法定予防接種事業費	52,000 千円
		ふるさと納税促進事業費	30,000 千円
		住民基本台帳事務事業費	△680,678 千円
		埋蔵文化財発掘調査事業費等	△237,802 千円
貸 付 金	△143,000 千円	中小企業融資対策事業費等	
公 債 費	△73,481 千円	災害援護資金貸付金償還金	21,519 千円
		長 期 債 利 子	△95,000 千円
そ の 他 経 費	△2,000 千円		



繰越明許費	3,430,800 千円	自治体DX推進事業	10,000 千円
		北庁舎(旧保健センター) 維持管理事業	11,000 千円
		都市開発一般事務事業	18,000 千円
		西明石活性化 プロジェクト事業	23,000 千円
		障害者総合支援事業	39,000 千円
		総合福祉センター 管理運営事業	23,000 千円
		児童福祉一般事務事業	900 千円
		伴走型相談支援事業	7,000 千円
		ごみ収集車両購入事業	9,000 千円
		農業用施設維持管理事業	5,000 千円
		土地改良事業	10,000 千円
		漁港管理事業	28,000 千円
		沿岸漁場整備・ 構造改善事業	64,000 千円
		3割おトク商品券事業	72,000 千円
		道路維持補修事業	19,000 千円
		道路新設改良事業	317,000 千円
		交通安全施設整備事業	1,243,000 千円
		水路維持管理事業	29,000 千円

交通政策事業	60,000 千円
大久保駅前土地 区画整理事業	50,000 千円
街路整備事業	431,000 千円
(仮称)17号池 公園整備事業	98,000 千円
都市公園安全・ 安心対策事業	26,000 千円
教育施設等LED化 整備推進事業	330,000 千円
学校情報通信 機器運用事業	35,000 千円
小学校管理運営事業	8,400 千円
小学校施設整備事業	162,000 千円
中学校管理運営事業	3,900 千円
中学校施設整備事業	204,000 千円
明石商業高等学校 管理事業	300 千円
幼稚園施設整備事業	52,000 千円
特別支援学校 管理運営事業	300 千円
特別支援学校 施設整備事業	32,000 千円
少年自然の家運営事業	10,000 千円

今回の補正は、歳出で、葬祭事業費の公課費を減額する一方、委託料を追加するとともに、歳入では、葬祭事業収入及び一般会計繰入金を追加するもの。

〔 補正額 21,000 千円 補正後 510,221 千円 〕

## 歳 入

葬 祭 事 業 収 入	11,000 千円	火 葬 収 入	3,000 千円
		葬 祭 収 入	8,000 千円
繰 入 金	10,000 千円	一 般 会 計 繰 入 金	

## 歳 出

葬 祭 事 業 費	21,000 千円	委 託 料	23,300 千円
		公 課 費	△2,300 千円

今回の補正は、歳出で、執行見込みによる各種給付費の補正を行い、職員費を減額するとともに、歳入では、国民健康保険料を減額する一方、県支出金、一般会計繰入金等を追加するもの。

[ 補正額 389,000 千円 補正後 29,512,650 千円 ]

## 歳 入

国民健康保険料	△399,791 千円	一般被保険者 国民健康保険料	
県支出金	400,000 千円	保険給付費等交付金 (普通交付金)	
繰入金	373,096 千円	一般会計繰入金	
繰越金	15,695 千円	前年度繰越金	

## 歳 出

総務費	△11,000 千円	職員費	
保険給付費	400,000 千円	一般被保険者 療養給付費	299,000 千円
		一般被保険者 高額療養費	100,000 千円
		葬祭費	1,000 千円

今回の補正は、歳出で、山手環状線街路事業及び江井ヶ島松陰新田線道路事業の用地先行取得事業費を減額するとともに、歳入では、市債を減額するもの。

また、併せて、繰越明許費の設定を行うもの。

[ 補正額      △955,000 千円                      補正後              2,369,000 千円 ]

歳 入

市 債              △955,000 千円              公共用地先行取得事業債

歳 出

行政財産取得費              △955,000 千円              山手環状線街路事業用地先行取得事業費              △905,000 千円

江井ヶ島松陰新田線道路事業用地先行取得事業費              △50,000 千円

繰越明許費                      429,000 千円              山手環状線街路事業用地先行取得事業                      329,000 千円

江井ヶ島松陰新田線道路事業用地先行取得事業                      100,000 千円

今回の補正は、歳出で、執行見込みによる各種給付費の補正を行い、職員費を減額する一方、国県負担金等精算に係る償還金を追加するとともに、歳入では、繰入金を減額する一方、前年度繰越金を追加するもの。

〔 補正額 46,200 千円 補正後 25,462,810 千円 〕

歳 入

繰 入 金	△176,998 千円	一般会計繰入金	△9,800 千円
		基金繰入金	△167,198 千円
繰 越 金	223,198 千円	前年度繰越金	

歳 出

総 務 費	△9,800 千円	職 員 費	
保 険 給 付 費	0 千円	居宅介護サービス等給付費	100,000 千円
		居 宅 介 護 福 祉 用 具 購 入 費	5,000 千円
		居 宅 介 護 住 宅 改 修 費	5,000 千円
		居宅介護サービス計画等給付費	68,000 千円
		地域密着型介護サービス等給付費	△180,000 千円
		介 護 予 防 福 祉 用 具 購 入 費	2,000 千円
諸 支 出 金	56,000 千円	国 県 負 担 金 等 精 算 金 償 還	

今回の補正は、歳出で、後期高齢者医療広域連合納付金を減額する一方、保健事業費等を追加するとともに、歳入では、一般会計繰入金を減額する一方、諸収入等を追加するもの。

[ 補正額      △11,344 千円                      補正後              4,576,987 千円 ]

## 歳 入

国庫支出金	3,160 千円	国庫補助金	
繰入金	△26,931 千円	一般会計繰入金	
繰越金	4,931 千円	前年度繰越金	
諸収入	7,496 千円	受託事業収入	

## 歳 出

後期高齢者医療 広域連合納付金	△27,925 千円	負担金補助 及び交付金	
保健事業費	15,000 千円	後期高齢者 健康診査事業費	
諸支出金	1,581 千円	健康診査補助金返還金	1,221 千円
		国庫補助金等 精算金償還	360 千円

今回の補正は、配水量の減少等に伴う業務の予定量の変更を行うとともに、事業費用では執行見込みによる各種経費の補正を行い、事業収益では給水収益等の減額をするもので、当年度純利益 202,297 千円を予定するもの。

また、資本的支出では建設改良費の減額をするとともに、資本的収入では企業債の減額等をするもの。

## 事業収益

営業収益	△151,000 千円	給水収益	△100,000 千円
		受託工事収益	△40,000 千円
		その他営業収益	△11,000 千円

## 事業費用

営業費用	△217,600 千円	原水及び浄水費	△46,000 千円
		配水及び給水費	△59,000 千円
		受託工事費	△40,000 千円
		総係費	△32,600 千円
		減価償却費	△40,000 千円

## 資本的収入

企業債	△170,000 千円	企業債	
工事負担金	20,000 千円	工事負担金	
他会計負担金	△5,000 千円	他会計負担金	

## 資本的支出

建設改良費	△280,400 千円	第3次整備事業費	△120,000 千円
		老朽管整備事業費	△100,000 千円
		建設改良事業費	△50,000 千円
		事務費	△10,400 千円



今回の補正は、処理場整備費の減額等に伴う業務の予定量の変更を行うとともに、事業費用では執行見込みによる各種経費の補正を行い、当年度純利益524,334千円を予定するもの。

また、資本的支出では建設改良費の減額をするとともに、資本的収入では国庫補助金の減額をするもの。

## 事業費用

営業費用	△12,150千円	管渠費	△1,200千円
		処理場費	△3,140千円
		水洗普及費	2,390千円
		業務費	△5,400千円
		総係費	△4,800千円

## 資本的収入

国庫補助金	△181,546千円	国庫補助金	
-------	------------	-------	--

## 資本的支出

建設改良費	△180,200千円	管渠整備費	600千円
		処理場整備費	△180,800千円

議案第 20 号

山陽本線西明石構内南畑踏切除却立体交差工事委託契約  
のこと

1 工事概要

名 称	内 容
山陽本線西明石 構内南畑踏切除 却立体交差	本体工事 橋脚架設 3本 桁架設、ヤード工、土工、保安費 一式
	工事付帯 監理業務委託、積算業務委託、写図等 一式
	関連工事 電気関連工事 一式

2 委託金額 金 519,926,000円

3 相手方 大阪市淀川区宮原4-3-39 新大阪NKビル  
西日本旅客鉄道株式会社  
執行役員 近畿統括本部長 三津野 隆宏

(参考)

工事期限 令和6年3月31日

## 1 要 旨

西二見村財産区有土地を処分することについて、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるもの。

## 2 処分しようとする土地の表示

所在地 明石市二見町西二見字更池ノ内1562番1

明石市二見町西二見字大池ノ内1657番34

地 目 溜池

面 積 7,942.63平方メートル(合計)

## 3 処分価格 金 445,088,800円

## 4 処分の相手方

加古川市平岡町新在家117番地

SHOWA GROUP株式会社

代表取締役 湖 中 正 泰

## 5 処分の目的

耕作地の減少のため不要となった溜池(更池)を処分することにより、財産区財産の維持管理に要する財源を確保するとともに、民間活力による良好な街区の形成を図るため。

## 1 要 旨

阪神・淡路大震災により災害援護資金の貸付けを受けた者に対して有する債権を放棄することについて、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求めるもの。

## 2 権利の内容

阪神・淡路大震災により災害援護資金の貸付けを受けた者に対して有する当該貸付金の元金及び利息に係る支払請求権

## 3 放棄する債権の額及び件数

(1) 債権の額 合計 25,316,107円  
(貸付額合計 57,800,000円)

(2) 件 数 23件

## 4 放棄の理由

被災者の生活基盤の安定を図るため、被災者の高齢化等により今後の回収が困難であると認められる債権を放棄するもの。

## 1 要 旨

令和5年度包括外部監査契約を締結することについて、地方自治法第252条の36第1項の規定により、議会の議決を求めるもの。

## 2 内 容

## (1) 契約の目的

令和5年度包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告を受けること。

## (2) 契約の始期

令和5年4月1日

## (3) 契約金額

12,000,000円を上限とする額

## (4) 相手方

ア 住所 神戸市

イ 氏名 福井 剛

ウ 資格 公認会計士

## (5) 支払方法

業務完了後、請求を受けた日から30日以内に支払う。

## 1 要 旨

地方独立行政法人明石市立市民病院の作成した中期計画の認可にあたり、地方独立行政法人法第83条第3項の規定により議会の議決を求めるもの。

## 2 内 容

## (1) 中期計画の期間

2023年4月1日から2027年3月31日まで

## (2) 市民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

## (3) 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

## (4) 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

## (5) 予算、収支計画及び資金計画

## (6) 料金に関する事項

## (7) その他地方独立行政法人明石市立市民病院の業務運営に関する事項

## 1 要 旨

道路整備事業による新設道路及び開発行為により引継ぎを受けた道路を市道路線として認定しようとするもの。

## 2 内 容

## (1) 今回認定する路線

ア 路線数 3 4 路線

(ア) 道路整備事業による新設道路

大久保 9 1 5 号線

(イ) 開発行為により引継ぎを受けた道路等

朝霧 3 0 8 号線ほか 3 2 路線

イ 延長 3, 2 4 1 メートル

ウ 面積 2 0, 7 4 0 平方メートル

## (2) 認定後の路線

ア 路線数 3, 2 4 5 路線

イ 延長 6 4 9, 1 7 1 メートル

ウ 面積 4, 6 7 8, 7 8 4 平方メートル

議案第26号 ~ 議案第39号 省略



## 1 要 旨

令和3年第2回定例会9月議会において議決を受けた（仮称）南畑歩道橋桁製作ほか工事請負契約について、鋼材単価の高騰により工事請負金額を増額する必要が生じたことに伴い、令和5年1月26日専決処分により一部変更したので、報告するもの。

## 2 内 容

## 請負金額の変更

（変更前） 金 292,050,000円

（変更後） 金 296,179,400円 （4,129,400円増額）

## （参考）

相手方 大鉄工業株式会社 神戸支店

工事期限 令和5年12月22日

報告第2号

）

報告第3号

損害賠償額決定専決処分につき報告のこと

報告番号	要 旨	内 容
第2号	損壊事故の損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、令和5年1月13日専決処分したので、報告するもの。	(1) 損害賠償額 金 477,800円 (2) 相手方 たつの市在住の個人 (3) 事故の内容 令和4年9月18日姫路市本町68番地の駐車場において、市民生活局文化・スポーツ室の職員が本市所有の貨物自動車に乗車するため運転席のドアを開けた際、当該ドアが隣に駐車中の相手方乗用車に接触し、損害を与えたもの。
第3号	道路上の事故の損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、令和5年1月20日専決処分したので、報告するもの。	(1) 損害賠償額 金 105,198円 (2) 相手方 明石市在住の個人 (3) 事故の内容 令和4年7月11日明石市林2丁目12番13地先の道路上を相手方が歩行中、コンクリートが破損して生じた側溝上の窪みにつまずき転倒し、負傷させたもの。

